

東広島市文化財保存活用地域計画(案)に係るパブリックコメント (意見公募)の結果について

1 目的・背景

平成29年度に、地域の文化財(指定・未指定問わず)を総合的に保存・活用し文化財を活かしたまちづくりを進めていくための指針(マスタープラン)として、「東広島市歴史文化基本構想」を策定した。これを包含し、文化財の保存・活用に関する方針と措置(取組み)を盛り込んだ計画として、文化財保護法に基づき「東広島市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでいる。

この計画案に対し、広く市民等から意見を募り、計画に反映させるため、次のとおり意見公募(パブリックコメント)を実施した。

2 実施期間

令和6年11月21日(木)から令和6年12月20日(金)まで

3 実施方法

・閲覧場所

文化課、各支所、各出張所、各地域センター、各生涯学習センター、
各生涯学習支援センター、東広島市ホームページ

・提出方法

東広島市電子申請システム、ファックス、郵送、持参

4 意見提出件数

・提出件数：29件(7人)

・年代別

年代	人数
30代	1人
50代	1人
60代	1人

年代	人数
70代	3人
80代	1人
合計	7人

5 意見及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

6 今後のスケジュール(予定)

- ・令和7年1月 市議会へパブリックコメントの結果報告
- ・令和7年2月 策定委員会へ諮問
教育委員会定例会へ議案提出
- ・令和7年4月～6月 各省庁による事前確認
- ・令和7年6月 文化庁に対する計画の認定申請
- ・令和7年7月 文化庁による計画の認定
教育委員会定例会へ認定の報告

(別紙) 東広島市文化財保存活用地域計画(案)への意見及び意見に対する市の考え方

≪意見の内訳≫

- ・意見を計画に反映するもの 7件
- ・この度の見直しの対象とはならないが、その他全般に関する意見 22件

※ご意見については、原則いただいた原文をもとに掲載しています。

受付 番号	町	年代	整理 番号	意見	回答	修正の 有無	該当頁
1	八本松町	80代	1	本市の歴史文化・文化財の概要及び保存と活用に関する将来像・方針・措置等が明確化され、これらを次世代に継承し、地域を活性化するにふさわしい方針・計画だと評価する。より多くの人達がこの計画に触れ、本市の歴史文化・文化財に関心をもつことを期待する。	今後、本計画で取り上げた歴史文化の特徴に関するHPの作成、計画の概要版の作成、関連するシンポジウムの開催等の検討を通し、本計画の周知に取り組んでまいります。	無	P109 P116
			2	文化財の保存と活用の取組団体として、マスコミ関係も重要な役割を果たすのではないかな。	ご指摘のとおりです。 P109の措置「3-5 広報媒体を活用した情報発信」等において、民間の地域メディアも含めた歴史文化に関する情報発信に取り組んでまいります。	無	P94 P109
			3	市民の歴史文化と文化財に対する関心は十分でなく、関心を喚起する取組みが必要だ。児童・生徒の地域の歴史文化への関心を喚起する必要があり、そのためには小中学校の教員が地域の歴史文化について知識を持ってもらう必要がある。現状その機会も乏しいようなので、関連する措置が必要。	児童・生徒の歴史文化に関する学習については、P110の措置「3-11 市内の文化財を網羅した広報資料等の作成」、P114の「3-35 学校教材への地域の歴史文化の掲載」、「3-36 一校一和文化の継続・継承」、「3-37 どこでも博物館の開催」等により取り組んでまいります。こうした小中学校との連携を通して、教職員の歴史文化への理解も深まるよう取り組んでまいります。	無	P110 P114
			4	上記に関連して、各住民自治協議会の地域の歴史文化に関する部会が、各地域の歴史文化や文化財を紹介する活動を行うことで、市民が地域の歴史文化や文化財に興味や関心をもってもらえることが期待できるのではないかな。	ご指摘のとおり住民自治協議会による歴史文化に関する地域活動は重要と考えており、P95の役割にも記載しております。また、本計画の策定に当たっても、地域での歴史文化に関する勉強会やワークショップ、出前講座等において意見交換を実施してまいりました。 今後も歴史文化に関する地域活動に対しましては、P110の措置「3-12 歴史文化に関する刊行物の作成支援」、P113の「3-34 歴史文化関連講義・講座・イベントへの支援」など、資料提供や講師派遣等の支援を行ってまいります。	無	P9 P95 P110 P113
			5	本計画を実現するには別途「実施計画」が必要ではないか。資源(人材・予算・もの)を明確化してPDCAを回しながら進められ、歴史文化や文化財の次世代への継承・地域の活性化が進むことを期待する。	本計画に基づき、各措置の具体化を図り、文化財保護審議会等を活用してPDCAサイクルによる進行管理を行ってまいります。	無	P122
			6	「江戸時代には三津の御蔵所に賀茂郡と豊田郡の一部の米が運び込まれた」と記述があるが、志和の米は現在の広島市の方面へ運び込まれたのではないではないか。	ご指摘のとおりです。 「賀茂郡の大部分と豊田郡の一部の米が、三津の御蔵所に運び込まれた」という内容に修正いたします。	有	P62
			7	正保3年に大蔵田下池、明暦2年に大蔵田上ノ池が造られたとあるが、大蔵田上ノ池が先に造られたのではないかな。	当該事項については、西条町誌P305(第8章 暮らしと産業 第3節 近世(ル)農地の開発の「溜池の築調」)を参照し、記述しております。	無	P64

受付 番号	町	年代	整理 番号	意見	回答	修正の 有無	該当頁
2	西条町	30代	8	P45で文化財の把握調査の状況を地区別・類型別に表2-4でまとめているが、文章での整理もしてほしい。状況が今一つ分からない。また、調査について基礎調査、把握調査、一次調査、二次調査、悉皆調査、詳細調査などの用語を使っているのが分かりにくい。	P45表2-4「東広島市の文化財把握（基礎）調査の実施状況」をもとに現在の文化財の調査の実施状況について、概略を記述いたします。 また、本市では文化財の調査を「文化財基礎調査」という事業で行っており、当該事業内で文化財の所在を網羅的に把握する「悉皆調査」と、その成果をもとに対象を限定して行う「詳細調査」を段階的に実施しております。そのように用語を整理いたします。	有	P39～ P40 P45
			9	P74「ストーリー5 賀茂台地の暮らしと信仰」の関連地図に、西条町の真光寺や正福寺なども付け加えてはどうか。	改めて市内の寺院を整理し、図及び構成文化財に追記いたします。	有	P76 P78
3	西条町	50代	10	P54で各エリアの文化財を列挙しているが、指定文化財と未指定文化財が入り混じって分かりにくい。区別が必要ではないか。	国指定、県指定、市指定、国登録を明記し、該当節（第3章6節）の各表を修正いたします。	有	P54～ P58
			11	仏像の名称について「坐像」と「座像」が入り混じっているのを統一した方が良い。	美術工芸品（彫刻）の指定名称をもとに「坐像」に統一いたします（P54の表2-8 志和エリアの主要な文化財、P58の表2-14 安芸津エリアの主要な文化財、P70のキャプション、P71の主な構成文化財）。	有	P54 P58 P70 P71
4	西条町	60代	12	P95の役割の表をP120の表と揃え、各主体の役割と推進体制を対照できるようにしてはどうか。	P95の表5-1「文化財の保存と活用に関する措置の取組主体と役割等」を、P120の表6-1「東広島市の文化財の保存・活用に関する推進体制」の形式に修正いたします。	有	P95 P120
			13	東広島市の歴史文化の特徴として、7つのストーリーと関連文化財群があるが、これに対してどのような事業を行うのかが分からない。	第3章に掲げた7つの各ストーリーに対応する課題・方針・措置については、第5章の内容を再構築し、まとめてまいります。	有	P63～ P84 P99 P114
5	西条町	70代	14	序章の計画策定の背景と目的について、「急速に進む社会と生活様式の変化に伴う人びとの意識と活動の変化⇒今後いっそう加速化⇒歴史・文化財に対する認識の低下、保存・保護、伝承・継承に携わる人（組織）の枯渇化」という記述を追加してはどうか。	P86に「保存と活用についての将来像」を掲げる中で、文化財を次世代へ受け継いでいくために認識されるべき社会情勢等や、取り組んでいくべき課題を概観しております。	無	P2 P86
			15	第2章について、保存・活用・継承すべき文化財群の保存状況の分類、劣化・散逸の危険度、活用度などリアルな現状把握が必要ではないか。	ご指摘のとおり、文化財基礎調査ではそうした文化財の現状把握も実施しております。	無	P38～ P45
			16	第4章の将来像と基本的な方向性について、保存・活用・継承のためには、具体的施策の計画的実施が不可欠だ。そのための基礎データ（分類）、データに基づく人（庁内体制＋地域＋団体）と金（予算）に裏打ちされた具体的な年次計画があって初めて実現が可能と思う。	本計画に基づき、各措置の具体化を図り、文化財保護審議会等を活用してPDCAサイクルによる進行管理を行ってまいります（1-5に同じ）。	無	P86～ 88 P122

受付 番号	町	年代	整理 番号	意見	回答	修正の 有無	該当頁
5	西条町	70代	17	基本的な方向性1～4、すべて重要だが、何よりも学芸員など専門的知見を持つ職員を増やし、予算を増額し、計画的に文化財行政を推進する庁内体制の強化が不可欠ではないか。	専門人材については、P115の措置「4-1 歴史・埋蔵文化財学術専門職員の確保」と「4-2 専門機関との連携」において、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団や専門機関と連携しながら、調査・研究体制の整備に取り組んでまいります。	無	P87 P115
			18	市民、特に歴史・文化財に関わりを持つ団体等の力を期待するのであれば、そのためのインセンティブも不可欠で、文化財活用・保護活動に一定の貢献を果たしている団体への活動助成も必要だ。	市民の方の歴史文化・文化財に関する自主的な取り組みについては、これまでも講師派遣や資料提供などによる支援を行ってまいりました。 今後も、民間団体による助成制度等の情報提供、P110の措置「3-12 歴史文化に関する刊行物の作成支援」、P113の「3-34 歴史文化関連講義・講座・イベントへの支援」等により支援してまいります。 さらに、P107の「2-43 文化財保存活用支援団体制度の活用」により、文化財の保存・活用・普及活動に取り組む市民団体やNPO法人の活動を促進するとともに、緊密に連携を図ってまいります。	無	P87 P95 P107 P110 P113
			19	第5章の方向性2について、文化財基礎情報の管理には個別文化財の保存・活用状態のランク付けと必要な措置などを明記すべき。	ご指摘のとおり個別文化財の状況の情報収集は必要と認識しております。 P100の措置「2-2 文化財基礎情報のデジタル化」において、文化財の概要、学術的な調査成果、保存と活用の状況等の基礎情報の整理・集約に取り組むこととしております。	無	P99 P100
			20	方向性3について、市内に散在する遺跡・文化財、河内の出土文化財管理センターの展示物などの情報に触れ、訪れる動機付けにつながる拠点が必要。歴史博物館が実現するまで、美術館の一角にコーナーを設けるなど検討してほしい。 また、散逸や遺失し易く、ますます稀少になりつつある民具の収集・展示と、学校の空き教室の利活用を要望する。	展示施設については、当面は今後整備予定の（仮称）新文化財センターのほか、既存の資料館・展示室・ガイダンスコーナー等を活用してまいります。P102の措置「2-15 民俗資料収蔵施設の小修繕及び集約化」により、収蔵資料を（仮称）新文化財センターに集約するとともに、P111の「3-19 中山間地域における関係機関・施設との連携」のとおり、展示機能の充実を図ってまいります。 また、P112の「3-23 博物館施設の設置及び施設移転の検討」において、郷土博物館の整備を検討してまいります。	無	P102 P111 P112
			21	方向性3について、小中学校入学から卒業までを視野に入れた、郷土の歴史文化を学ぶカリキュラムを策定してほしい。また、市所有文化財施設を卒業までに一度は訪れることも大切だ。	現在、東広島市立の小中学校では各校で郷土の文化財や歴史文化を学ぶ地域学習が様々に行われており、P114の措置「3-36 一校一和文の継承・継承」において、児童・生徒の主体的な歴史文化への参画に取り組んでおります。 文化財施設については、各学校の判断のもと、授業の一環で児童・生徒が訪れております。 今後もこうした取り組みを継続するとともに、同ページの「3-35 学校教材への地域の歴史文化の掲載」や「3-37 どこでも博物館の開催」、P110の「3-11 市内の文化財を網羅した広報資料等の作成」等の措置において、児童・生徒の歴史文化の学習機会を提供してまいります。	無	P110 P114

受付 番号	町	年代	整理 番号	意見	回答	修正の 有無	該当頁
5	西条町	70代	22	人口比５％の外国籍市民が東広島市の歴史的魅力を知り、発信して貰うための施策が必要。 「東広島国際フェスタ２０２４」のブースで実施したアンケート結果で、外国籍市民が知りたい情報の最多が「歴史・文化」、二番目が「交流機会」であった。	P109の措置「3-4 指定等文化財説明版の平易化・多言語化」やP110の「3-13 指定等文化財リーフレットの多言語化」等により、ホームページや刊行物、現地説明版の多言語対応を図り、外国人の方が本市の歴史文化に触れられるよう取り組んでまいります。	無	P109 P110
			23	市所有文化財施設を含む市内の史跡・文化財をめぐるバスツアーを募るなどの企画も期待する。	これまでも、バスで市内の文化財を巡る、市教育委員会主催「探検！文化財」を実施してまいりました。文化財の観光面での活用については、観光部局や観光協会、地域DMOと連携し、より多くの文化財に親しむことのできる取組みとなるよう検討してまいります。	無	P112
			24	地域に散在する貴重な歴史・文化財の保存・活用・継承の大切さに触れられ、今をおいていない重要な１０年間の方向性も一定示されている。一方、１０年の長期計画としては「何を、何時までに、どのように」という具体性に乏しいとの感も拭い切れない。	本計画に基づき、各措置の具体化を図り、文化財保護審議会等を活用してPDCAサイクルによる進行管理を行ってまいります（1-5に同じ）。	無	P122
6	西条町	70代	25	二度と再生することができない貴重な文化遺産を次世代に継承すべく、各方面にわたり取り組みの体制が整備されている。	—	無	—
			26	東広島市立中央図書館の三ツ城古墳ガイダンスコーナー及び出土文化財管理センターで展示が行われているが、広く人々に歴史文化を理解してもらうために、市内９町のエリアの文化財を集積し展示できる場所があれば望ましい。 子ども達の歴史学習にも活用でき、地域の魅力を伝える次世代の担い手である子ども達を育成することができる。	展示施設については、当面は今後整備予定の（仮称）新文化財センターのほか、既存の資料館・展示室・ガイダンスコーナー等を活用してまいります。P102の措置「2-15 民俗資料収蔵施設の小修繕及び集約化」により、収蔵資料を（仮称）新文化財センターに集約するとともに、P111の「3-19 中山間地域における関係機関・施設との連携」のとおり、展示機能の充実を図ってまいります。また、P112の「3-23 博物館施設の設置及び施設移転の検討」において、郷土博物館の整備を検討してまいります（5-20に同じ）。	無	P102 P111 P112
7	西条町	70代	27	本計画の目的の一つに「歴史文化と文化財を次世代に継承し地域を活性化させる」とあるが、具体的な施策が記載されておらず、5W1Hを使って具体的に計画しなければ計画の評価・検証できないのではないか。	本計画に基づき、各措置の具体化を図り、文化財保護審議会等を活用してPDCAサイクルによる進行管理を行ってまいります（1-5に同じ）。	無	P2 P122
			28	伝統文化を伝えるには、各地区にある地域センターを公民館という名称に変えて、地域の芸能・芸術と生涯学習の拠点にして地域の人が主体的に関わり、小学校もCS（コミュニティスクール）の事業で応援する必要がある。	伝統文化の継承については、P106の措置「2-40 無形の民俗文化財への支援事業の周知と活用」、P107の「2-41 無形の民俗文化財への市民参加」、「2-42 小中学校での歴史文化に触れる機会の創出」、P114の「3-36 一校一和文化の継続・継承」などにより、市内の関連する施設や学校教育とも連携し、多様な主体の参画を図ってまいります。	無	P106 P107 P114

受付 番号	町	年代	整理 番号	意見	回答	修正の 有無	該当頁
7	西条町	70代	29	最も危惧されるのは動植物の保全であり、早く博物館を設けて保護しなければ全滅する。その危機感がない。	ご指摘のとおり近年の災害や自然環境の急激な変化によって危機的状況にある希少動植物があることや、自然史を含む博物館施設は課題と認識しております。P112の措置「3-23 博物館施設の設置及び施設移転の検討」により検討しながら、並行してP115の「4-2 専門機関との連携」により広島大学総合博物館などと連携し、P97の「1-4 開発・災害時に伴う天然記念物（動植）調査」、P100の「文化財の指定・登録の継続」により、必要な希少動植物の保護に努めてまいります。	無	P97 P100 P112 P115